

JAPAN P&I NEWS

No.817-16/5/18

外航組合員各位

米国の医療費について(その 4) すみやかな職務復帰へ

首題に関する 2015 年 10 月 5 日付 Japan P&I News No. 773、2015 年 12 月 15 日付 Japan P&I News No. 790 及び 2016 年 2 月 10 日付 Japan P&I News No. 803 をご参照ください。

米国の医療サービスコーディネーター、Sphere MD 社より、米国の医療費に関する現地情報や費用抑制のための方策等について、シリーズで寄稿してもらっております。今回はそのシリーズ第四弾です。

本シリーズが組合員各位の参考になりましたら幸いです。

以上

日本船主責任相互保険組合

損害調査部 第 1 グループ

Tel: +81 3 3662 7219

Fax: +81 3 3662 7107

E-mail: claims-dpt@piclub.or.jp

Website: <https://www.piclub.or.jp>

添付：Sphere MD 社からの情報



すみやかな職務復帰へ

傷病によって就労不可と診断された船員は、船主や船舶会社にとって様々な懸念要素となりかねません。船員個人の健康そのものに対する不安をはじめ、就労不可と診断された船員は船舶の運航や、寄港日程、更には出航に支障をきたします。今回SphereMDは、船員のすみやかな職務復帰に有効なアドバイスを提供します。

航行中にメディカルプロバイダーとコミュニケーションをとること

傷病を負った船員がすみやかに職務復帰できる可能性を高めるために、船舶が最寄りの又は次に寄港予定の港に入港する前にとれる重要なステップがあります。電子メールや無線を使い、メディカルプロバイダー(医師、医師助手、看護師など)からのメディカルアドバイスを求めることです。メディカルプロバイダーは、海上でも船員に施せる最適な処置をアドバイスしてくれます。これらの処置の多くは比較的簡単であり、例えば、体の固定やアイシング、抗炎症薬の使用、温熱療法または適切な休息をとることなどがあげられます。

このような簡単な処置を施すだけで治癒にかかる時間を短縮でき、更なる傷病の防止や船員の状態の改善と不安の解消へとつながります。

診療の予約を入港前にとること

入港の2日前になっても船員の傷病の症状が改善しない場合、早急に陸上での診療の予約を取る必要があります。予約はP&I Clubのコレスポンデントやメディカルマネージャー※を通して取ることが出来ます。入港日程や船員の健康状態の最新情報を提供することで、コレスポンデントやメディカルマネージャーは最も適した医療施設、医師又は医療専門家の予約をとってくれます。もちろん、入港前に船員の状態が改善した場合はキャンセルすることが可能です。

入港前に診療予約をせずに手配に時間を費やすと総合病院の緊急医療室(ER)の利用が必要となり、以下に説明するとおり、船員のすみやかな職務復帰に問題が生じてしまいます。

職務内容と寄港日程を医師に提供すること

船員に診察と治療が施される前に、船員の職務に関する情報をアメリカの医師に提供することが非常に重要です。特に船員の業務に融通が利くかについて重点的に伝えましょう。業務に融通が利くかを医師によく理解してもらう事で、就労可能の認定にあたっての選択肢が増えます。伝えるべき業務に関する情報には以下のようなものがあります。

- 船員の業務が軽作業に制限されても可能であるとの提示(例えば、一定の休息を含めた2時間シフト制)
- 船員の主な業務がブリッジでのものであり、座った状態でも可能であるとの説明

加えて、船舶の寄港日程をアメリカの医師と共有することも重要です。彼らは他国の医療インフラに対しあまり信頼を持っていません。従って、近々アメリカで予定されている寄港情報の提供が有効となります。それにより、診療後の追加治療が適切に施されるかどうかを判断でき、就労可能の認定がおりやすくなります。たとえ船員の状態が就労不能であったとしても、次の寄港先がアメリカで、アメリカでの治療が提供されるとわかれば「復船可能」と判断されることがあります。「復船可能」という判断となれば、船員は船に戻る事が許され、船舶は要員条件を満たした状態を維持できます。また、本国送還にかかる費用を免れることとなります。

医師と手続きをとる際、「Fit for Duty Form」という書類を使い、船員の業務に関する情報と航海日程を伝えることが出来ます。通常メディカルマネージャーが書類を用意し、医師が記入内容を正しく理解・考慮してくれるよう働きかけてくれます。

適切なメディカルプロバイダーを選ぶこと

我々 SphereMD が以前の記事で説明したように、アメリカでの総合病院の緊急治療室(ER)の利用は費用がかさむので避ける必要があります※※。それだけではなく就労可能の診断をする上でも避ける必要があります。ERの医師は就労可能認定を制限することが多く、船舶の動静を考慮せずに再診を要求してくることもあります。加えて、米国法で義務付けられていないこともあり、ERの医師は船舶用の医療書類の作成に消極的です。中には就労可能か否かに関して言及し忘れるERの医師もいます。そうすると職務復帰の許可を求めに改めて医師を訪ねなければなりません。これには余計な時間、書類、そして費用が費やされます。

ERを避け、各地で適正なメディカルプロバイダーを見つける最善の方法はメディカルマネージャーと連携することです。メディカルマネージャーは、船員が適切な医師(眼の負傷の場合は眼科へ、など)を受診するよう手配し、もしくは選択肢がない場合はクリニックの紹介をしてくれます。クリニックは緊急性を問わず医療ケアの大半(90%)を占めているだけではなく、迅速なサービスとケアを提供し、船舶用の医療書類の作成もしてくれます。

最後に

傷病を負った船員の迅速な職務復帰の為には、早急に医療手続きを取ることが重要です。例えば、早い段階からコミュニケーションを図ること、また予め診療予約をとるといった手続きです。また、船員の職務や航海日程に関する情報提供を医師にすることが必要です。これらの情報は医師に治療の選択肢の幅を与えます。最後に、メディカルマネージャーを通して適正なメディカルプロバイダーを選ぶことも重要となります。

※ メディカルマネージャーの説明に関しては、Japan P&I News No.803「アメリカのメディカルブローカー」をご参照下さい。
※※ Japan P&I News No.790「アメリカで医療コストを抑える秘訣」をご参照下さい。